



③平成 31 年度固定資産課税台帳の縦覧期間について

説明内容

- ・縦覧制度について説明し、今年度の縦覧期間を事務局から提案した。

意見質問

意見・質問なし

決定事項

- ・縦覧期間は平成 31 年 4 月 1 日から平成 31 年 5 月 31 日までとする。

④その他

意見質問

Q. 村内の旧産廃処理施設は誰の所有となっているのか？

A. 事実上倒産状態ではあるが会社が存続しているので会社の所有となっている。